



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 平 田 機 工 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 平田 雄一郎
(コード番号：6258)
問合せ先 執行役員 経理部長 藤本 靖博
兼 IR・広報担当
(電話 096-272-5558)
(URL <http://www.hirata.co.jp>)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を定め、当該基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2) に定義されるものをいいます。）として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本対応策」といいます。）を導入することを決議しました。本対応策は、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の当社第 64 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、買収防衛策導入の決定機関及び新株予約権無償割当てに関する定款変更を経て、本定時株主総会における株主の皆様の承認を条件に導入することにいたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本対応策の導入を決議した当社取締役会においては、社外取締役 1 名を含む当社取締役全員による賛成により承認され、出席した社外監査役 3 名を含む監査役 4 名全員は本対応策が適正に運用されることを条件に本対応策の導入に異議がない旨の意見を述べております。

I. 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、市場における当社株式の取引は自由に行われるべきものと考えております。当社株式に対する大規模な買付けが行われる場合においても、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えており、支配権の移動を伴う買付提案の判断についても、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されるべきものと考えております。また、当社株式に対する大規模な買付けが行われる場合においても、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模な買付行為の中には、対象企業の経営陣と事前に十分な協議が行われず対象企業の経営陣が買付提案の内容を検討するのに時間的猶予が与えられることなく、一方的に大規模な

買付行為を強行するといった動きも見られます。このような大規模な買付行為の中には、株主の皆様
に株式の売却を事実上強要する恐れのあるものや、対象企業の企業価値及び株主共同の利益を損なう
恐れのあるものも少なくありません。

当社では、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者については、当社の事業の特性や企業価
値の源泉を十分に理解した上で、中長期的な視点で当社の企業価値及び株主の共同の利益を確保・向
上させる者でなければならないと考えております。

当社としては、上記のような当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない恐れのある大規模な買
付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者
による当社株式の大規模な買付行為に対する体制を平時から整備しておくことが、当社の企業価値及
び株主共同の利益の確保・向上につながると考えております。

II. 基本方針の実現に資する取組み

1. 企業価値向上のための取組み

(1) 当社の企業価値の源泉

① 事業の基盤となる経営理念

当社は、昭和 26 年の会社設立以来、「人を活かす」「技術革新に努める」「人間尊重を貫
く」「創造的人生を拓く」「社会に貢献する」「顧客を優先する」という経営理念を掲げ、
常に時代のニーズに応え、製品の品質や安全性を追求すると同時に、人を尊重する姿勢を
貫いてまいりました。

常に新たな市場、新たな技術への挑戦を続けることで成長し、現在では自動車、半導体、
家電をはじめとする世界中の様々な産業分野において、お客様のご要望に応じた各種生産
システムの製造・販売を行っている世界でもユニークな企業です。

② 一貫生産体制とそれを支える豊富なリソース

当社は、開発・提案、機械設計、制御設計、部品加工、組み立て、試運転、生産立ち上
げ、保守・サービスまでを当社グループ内で一貫して実現できる生産体制を構築し、「生
産エンジニアリング」と「ものづくり力」という総合力を持ち合わせた企業としてお客様
に評価していただいております。

自動車関連生産設備においては全長 1,000 メートルを超えるエンジン組立ラインやトラ
ンスミッションの組立設備等、半導体関連生産設備においては極めて清浄な環境に適合し
たウェーハ搬送用の装置等、家電関連その他の分野においては各種家電や電子機器等の組
立・搬送設備等を基本的に受注生産の形で生産・販売しております。

当社では多様な産業分野からのご要望に応えるため、長大な自動車関連生産設備の組立
て・試運転が行える大規模な工場を備えると共に半導体関連設備の生産に必要なクリーン
ルームを多数保有しており、またそれら設備の部品を加工するための大型五面加工機、高
性能マシニングセンター、レーザー加工機等、高精度設備も揃えております。

③ グローバルな対応力

当社は世界各地のお客様へ最適な生産システムをご提案するとともに、運用サポート・メンテナンス等に迅速かつ柔軟に対応するため、北米・ヨーロッパ・東南アジア・中国等に営業・生産拠点を置き、グローバルに事業を展開しております。各拠点はそれぞれが営業・生産機能を担う当社グループの一員として緊密に連携し、変化し続ける市場の要望にお応えしております。

④ CSR (Corporate Social Responsibility)

当社は、CSR方針を定め、活動に注力しております。コンプライアンス及び適時・適切な情報開示等、公平・公正な事業活動に努めることで、お客様のみならず、調達先等のお取引先、従業員、株主・投資家、地域社会の方々等、全てのステークホルダーの皆様との間に強い信頼関係を築いております。当社はこの信頼関係の下に永続的な発展をし続ける企業であることが社会の公器としての義務であり、存在意義であると考えております。

(2) 中期経営計画

当社は上記(1)に述べた当社の企業価値の源泉を最大限に活用し、更なる企業価値向上に向けて取り組むべく、平成27年度から平成29年度を対象とする中期経営計画を策定いたしました。

概要は以下のとおりです。

One Hirata for Next stage ～Win the race across the globe～

当該中期経営計画では、当社のグループ力を結集し、世界のトップ企業から、グローバルに競争力のある生産システム・インテグレータとしての評価を確立することを目指し、受注・生産体制を確立します。新たな市場、新たな事業領域に果敢に挑戦し、新たな利益を創出します。これを実現するために以下の2つの課題に取り組めます。

- ・グローバル化への取組み
- ・国内市場の新規開拓・新規事業への取組み

① 推進体制

海外事業本部・商品事業推進部・研究開発本部の新設

- ・グローバルな事業展開のため営業部門を再編し、海外子会社の事業支援を主な機能とする海外事業本部を新設する。
- ・機能ユニットの商品化による新事業領域拡大のため、商品事業推進部を新設する。
- ・研究開発本部を設置し、新領域へ挑戦し新しく柱になる事業を創造する。

② 課題への取組み

(a) グローバル化への取組み

- ・中国の営業拠点、生産体制の見直し
中国内陸部への工場地帯の移動に伴い、現在の体制を見直し、事業規模を拡大する。

- ・東南アジア地区での需要拡大への対応
 - ・東南アジア地域の市場拡大に応じて事業規模を拡大する。
 - ・インドネシアに開設した新子会社により営業を拡大する。
 - ・タイの子会社は、タイにおける製造拠点として生産を拡大する
- ・北米での生産体制の確立
北米自動車市場への供給拡大のため、新工場の生産体制を強化する。

(b) 国内市場の新規開拓・新規事業の取組み

- ・ユニット商品の販売
豊富な生産設備における経験を活かして「電動ストッパー」等の、ユニットを商品化し、販売する。
- ・新事業領域の開拓
日本国内で成長が見込まれる新事業領域において商品開発を行う。
- ・関東、関西地域での営業活動強化
営業部門を再編し、主要顧客が立地する関東・関西での営業活動を強化する。

③ 基本的な原則

- ・ALL HIRATA で判断する。
- ・海外市場の拡大を受けて、グローバルな生産・販売体制を確立する。
- ・新市場、新商品、新事業を創出する。
- ・新たな業務改革による利益を創出する。
- ・既存顧客・既存市場におけるシェアを拡大する。
- ・固定費を抑制し、人員をグローバルに再配置する。

④ 数値目標

平成 29 年度の数値目標を以下のとおりとする。

- ・連結売上高 500 億円台を定着させる。
- ・営業利益率 5 %以上とする。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、世界市場をターゲットにした企業として、その社会的責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスを重視した健全かつ効率的な経営活動を推進しており、これにより、コンプライアンス体制を充実させると共に、事業競争力を継続的に強化して、企業価値の更なる向上を図っております。

また、企業は公共性、公益性、社会性を担った存在であるという立場から、当社を取り巻く全てのステークホルダーと円滑な関係を保っていくことが、長期的にも、株主利益の向上に繋がると考えております。

当社の取締役会は、取締役 11 名（うち社外取締役 1 名）で構成しております。

取締役会における取締役の職務執行状況については、社外監査役を含む全監査役で構成する監査役会により、その適正性を監査しております。

代表取締役社長の直轄部門として設置した内部監査部は、監査役との連携・協力も得て、事業部門、管理部門の監査を実施しております。

なお、コンプライアンス上の重要事項等につきましては、必要に応じて顧問弁護士等に相談し、有用な助言を受けております。

さらに、当社は経営会議および執行役員制度を導入しております。

執行役員は 15 名選任（取締役兼務 9 名 専任 6 名）しており、各責任分野において迅速かつ的確に業務を執行するとともに、経営会議において業務執行に係る重要事項の審議に参画し、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

上記の各機関が連携して機能することにより、相互に牽制の働く内部統制環境を整備しており、平成 17 年 9 月に策定しました「コンプライアンス憲章」に沿った健全かつ効率的な企業活動を行っております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本対応策の導入の目的

本対応策は、上記Ⅰ.「当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」に記載された基本方針に従って導入するものです。

当社取締役会は、当該基本方針に定めるとおり、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない恐れのある大規模な買付けを行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そこで当社取締役会は、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない大規模な買付行為を抑止するとともに、こうした不適切な者によって当社株式に対して一方的に大規模な買付行為が強行された場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者と協議・交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的として、下記「2. 本対応策の内容」に記載された内容の当社株式に対する大規模な買付けが行われる際の合理的なルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）が必要と判断し、本対応策を導入することといたしました。

なお、平成 27 年 3 月 31 日現在の当社の大株主の状況は、別紙 1 に記載のとおりですが、現時点において、当社株式に対する大規模な買付行為に関する具体的な提案を受けておりません。

2. 本対応策の内容

(1) 本対応策の概要

① 本対応策の対象

本対応策は、以下の買付行為又はこれに類似する行為を対象とします。かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいますが、当社取締役会が別途同意した大規模買付行為は本対応策の対象から除きます。

(a) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

買付け

- (b) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵を行う者の株券等所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け

(2) 本対応策に係る手続

① 大規模買付者による意向表明書の提出

大規模買付者は、大規模買付行為を開始する場合、本対応策に定める手続を遵守する旨の誓約文言等を含む日本語で記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に対して提出していただきます。なお、意向表明書には、上記の他、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び大規模買付行為の目的の概要も記載していただきます。

② 大規模買付者による本必要情報の提出

意向表明書を当社取締役会に対して提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、大規模買付行為に対する当社株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提出していただきます。当社取締役会が意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に大規模買付者より提出していただくべき情報を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を大規模買付者に対して交付しますので、大規模買付者は、本必要情報リストに従って当社取締役会に対して十分な情報を書面にて提出していただきます。また、本必要情報リストに従い大規模買付者から提出された情報が当社取締役会の評価・検討のために不十分な場合には、本必要情報が揃うように大規模買付者に要請します。当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した場合には、その旨の開示を適時適切に行うとともに、本必要情報のうち当社株主の皆様が適切な判断をするために必要と認められる事項についても開示を行います。なお、本必要情報リストの具体的項目は、大規模買付者の属性又は大規模買付行為の内容によって異なりますが、原則として以下のとおりです。

- (a) 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます。）の詳細（名称、所在地、設立準拠法、沿革、資本構成、事業内容、財務内容、役員の名及び職歴等を含みます。）
- (b) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、大規模買付行為の時

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義される保有者をいいます（同法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）をいいます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義されます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性等を含みます。)

- (c) 買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容及びそのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- (d) 大規模買付者による当社株式等の過去の取得に関する情報
- (e) 大規模買付行為に係る買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- (f) 大規模買付行為の完了後における当社グループの経営体制、経営方針、事業計画、資本政策、配当政策及び資産活用策等
- (g) 大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- (h) 当社の他の株主との間の利益相反を回避する具体的方策
- (i) その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

③ 取締役会による評価・検討

当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提出が完了した後に、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付けが行われる場合には 60 日間、又はその他の買付けが行われる場合には 90 日間を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間が終了するまで大規模買付行為を開始できないものとし、なお、当社が株主意思確認総会を開催する場合には、下記「⑦株主意思確認総会の開催」をご参照ください。

当社取締役会は、取締役会評価期間中において、大規模買付者から提出された本必要情報に基づき、当社の企業価値及び株主の共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者が企図している大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との協議・交渉を行うものとし、当社取締役会がこれらを行うに当たっては、必要に応じて、当社の業務執行を行う経営陣から独立している第三者（財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとし、なお、当社取締役会は、取締役会評価期間が終了した場合には大規模買付行為に関して本必要情報に基づいて当社取締役会がとりまとめた評価、意見を大規模買付者に対して通知するとともに、適時適切に開示を行います。

④ 独立委員会の設置

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関として独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は 3 名以上とし、公正で中立的な判断を可能とする

ために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者(実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等)の中から選任いたします。本対応策導入時の選任を予定している独立委員会の委員の氏名及び略歴につきましては、別紙2に記載のとおりです。

独立委員会は、大規模買付者が当社取締役会に提出すべき本必要情報の範囲の決定、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうか否か、対抗措置の発動の是非等、当社取締役会から諮問を受けた本対応策における重要な事項について評価・検討を行い、当社取締役会に対する勧告を行います。独立委員会は当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から当社取締役会からの諮問事項について評価・検討をする際には、当社の費用負担で当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立している第三者(財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)から助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非の決議を行うこととし、独立委員会からの勧告内容その他の意見及びその理由その他適切と判断される事項について適時適切に開示を行います。独立委員会規則の概要につきましては、別紙3をご参照ください。

⑤ 対抗措置の発動

当社取締役会は、大規模買付行為について評価・検討し、大規模買付者との協議・交渉を行った結果、大規模買付行為が下記(3)「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」の「①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合」及び「②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合」に記載された要件のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当であると判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、会社法その他の法令又は当社定款によって認められる対抗措置を発動する旨の決議を行うことがあります。但し、下記「⑦株主意思確認総会の開催」に従い株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従い、対抗措置発動の是非の決議を行うものとします。なお、対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙4に記載のとおりです。

⑥ 対抗措置の発動の中止

当社取締役会は、対抗措置を発動する旨の決議を行った場合においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止又は撤回する等、対抗措置を発動する判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置を発動することが適切でないとの判断に至った場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止又は停止を行うものとします。

⑦ 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、独立委員会が対抗措置を発動するか否かについて当社の株主意思を確認することが適切である旨の勧告を行う場合には、対抗措置発動の是非に関する株主総会を速やかに開催するものとします。当該株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとし、大規模買付者は当該決議がなされるまでの間、大規模買付行為を開始できないものとします。なお、当該株主総会が対抗措置発動を否決する旨の決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合には、当該決定を行った事実、株主総会の結果について適時適切に開示を行います。

(3) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

① 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。

② 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合には、仮に当該大規模買付行為に反対であっても、原則として、対抗措置を発動しません。当該大規模買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する本必要情報及びそれに対する当社取締役会の評価、意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守する場合であっても、当社取締役会が、大規模買付行為の内容を評価、検討し、大規模買付者との協議・交渉を行った結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合には、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるために、必要かつ相当な範囲で対抗措置を発動することができるものとします。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断される場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう恐れがある場合に該当するものとします。

- (a) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の取得を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）
- (b) 会社経営を一時的に支配して当該会社及び当該会社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (c) 会社経営を支配した後に、当該会社及び当該会社グループの資産を当該大規模買付者やそ

のグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で株式の取得を行っている場合

- (d) 会社経営を一時的に支配して当該会社及び当該会社グループの事業に当面関係していない高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で株式の取得を行っている場合
- (e) 強圧的二段階買付（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けによる株式の買付けを行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがある取得を行う場合
- (f) 大規模買付者による当社株式の買付条件が、当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして著しく不十分又は不適切である場合
- (g) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客その他の利害関係者の利益が損なわれ、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる場合

③ 情報開示

当社取締役会は、本対応策の運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規則等に従い、本対応策の各手続の進捗状況（意向表明書・本必要情報が提出された事実及び取締役会評価期間が開始及び終了した事実を含みます。）、独立委員会による勧告の概要、当社取締役会又は株主意思確認総会の決議の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と判断される事項について適時適切に開示を行います。

3. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本対応策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策は導入時においては新株予約権の無償割当て等対抗措置の発動を行うものではありませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響はありません。なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置の発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、例えば新株予約権の無償割当てを行なう場合には、別途定める割当日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式数に応じて新株予約権が無償にて割り当てられます。新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件が付された新株予約権が無償にて割り当てられた場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値は希釈化することになりますが、当該新株予約権の行使に伴う新株式の交付、又は当社による当該新株予約権の取得に伴う新株式の交付により、株主の皆様が保有する株式数は増加することになります。従って、当社株式全体の価値は希釈化せず、株主の皆様の保有する

当社株式に係る法的権利及び経済的利益において損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、大規模買付者については、当社株式に係る法的権利及び経済的利益に影響が生じる事態が想定されます。

なお、当社取締役会が新株予約権の無償割当ての決議を行った場合においても、上記 2. (2) 「⑥対抗措置の発動の中止」に記載のとおり、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において対抗措置の発動の中止又は停止を行った場合には、結果として当社株式 1 株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式 1 株当たりの価値が希釈化することを前提に売買を行なった株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損失を被る可能性があります。

(3) 新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が対抗措置の発動を決議し、取得条項を付した新株予約権の無償割当てが行われ当該条項に基づいて株主の皆様から新株予約権を取得してその対価として当社株式を交付する手続きをとる場合、大規模買付者以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになります（この場合、株主の皆様には、大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含みます。）に属する者でないことを誓約する旨の書面をご提出いただくことがあります。）。

以上のほか、新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議が行われた後、当社取締役会は、手続きの詳細に関して適時適切に開示又は通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

(4) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策が本定時株主総会において株主の皆様承認をいただいた場合、その有効期間は本定時株主総会終了後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従ってその時点で廃止されるものとします。なお、当社取締役会は、本対応策の有効期間中において、本対応策に関する法令、取引所規則等が変更され、本対応策の規定を修正又は変更する必要が生じ、本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、合理的に必要と認められる範囲で本対応策を修正又は変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び内容その他の事項について、適時適切に開示を行います。

IV. 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社は、以下の理由から本対応策は上記「I. 当社の財務及び事業の方針を決定する者の在り方に関する基本方針」に沿い、当社の企業価値及び株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。また、本対応策は、企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっています。

2. 企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されるものであること

本対応策は、上記Ⅲ. 1. 「本対応策の導入の目的」に記載のとおり、当社株式に対して大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者と協議・交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上することを目的とするものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本対応策は、本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただくことを条件に導入するものです。

また、上記Ⅲ. 2. (2) 「⑦株主意思確認総会の開催」に記載のとおり、当社取締役会は、一定の場合に、対抗措置発動の是非について、株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認するものとしています。さらに、上記Ⅲ. 3. 「(4) 本対応策の有効期間、廃止及び変更」に記載のとおり、本対応策の有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応策は当該決議に従ってその時点で廃止されることとなります。従いまして、本対応策は、株主の皆様のご意思が反映される仕組みとなっています。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本対応策を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、客観性、公正性及び合理性を担保するための第三者機関として、独立委員会を設置しております。独立委員会は、公正で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者の中から選任いたします。独立委員会は、対抗措置の発動の是非等、当社取締役会から諮問を受けた本対応策における重要な事項について評価・検討を行い、当社取締役会に対する勧告を行い、当社取締役会は独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非について決議を行うこととしています。

このように、本対応策においては、独立委員会によって当社取締役会が恣意的に対抗措置の発動を行うことのないよう厳しく監視することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上するよう本対応策の運用が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記Ⅲ. 2. 「(3) 大規模買付行為が実施された場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な判断による対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しています。

6. デッドハンド型又スローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、取締役の期差任期制を採用していないため、本対応策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以 上

大株主の状況（平成 27 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 37,000,000 株
2. 発行済株式総数 10,756,090 株
3. 株主数 2,371 名
4. 大株主（上位 10 名）

氏名又は名称	所有株式の数 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
平田機工社員持株会	815,210	7.58
平田 雄一郎	583,000	5.42
SMC 株式会社	500,000	4.65
株式会社肥後銀行	456,000	4.24
平田 宏之	435,772	4.05
平田 満	361,429	3.36
平田 正治郎	326,300	3.03
平田 滋夫	286,844	2.67
平田 得好	283,462	2.64
日本梱包運輸倉庫株式会社	272,400	2.53

(注)上記の比率は、小数点第三位を四捨五入しております。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

本対応策導入時における独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

- 雀部 博之 (ささべ ひろゆき)
- 昭和49年4月 東京農工大学（現国立大学法人東京農工大学）工学部助教授
- 昭和57年4月 特殊法人理化学研究所（現独立行政法人理化学研究所）生体高分子物理研究室主任研究員
- 平成3年10月 同国際フロンティア研究システムナノ有機フォトニクス材料研究チーム チームリーダー
- 平成11年4月 千歳科学技術大学 光科学部教授
- 平成14年4月 同学長
- 平成23年4月 同名誉教授（現任）
- 平成26年6月 当社社外取締役（現任）
- 鳥巢 宣明 (とりす のりあき)
- 昭和45年5月 富士通株式会社入社
- 昭和54年10月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入社
- 昭和58年3月 公認会計士登録
- 昭和60年8月 Touche Ross & Co. ニューヨーク事務所出向
- 平成2年7月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員
- 平成8年7月 同代表社員
- 平成12年11月 Deloitte Touche Tohmatsu Limited シドニー事務所出向（平成15年5月まで）
- 平成24年1月 鳥巢公認会計士事務所開設（現任）
- 平成24年6月 当社監査役（現任）
- 岡田 康彦 (おかだ やすひこ)
- 昭和41年4月 大蔵省（現財務省）入省
- 昭和46年7月 八戸税務署長
- 昭和56年7月 熊本県企画開発部長
- 昭和58年6月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社）総務部主計課長
- 昭和61年6月 大蔵省（現財務省）主計局主計官（防衛予算担当）
- 昭和63年6月 大蔵省（現財務省）主計局法規課長
- 平成3年6月 横浜税関長

平成 5 年 7 月 大蔵省（現財務省）大臣官房金融検査部長
平成 6 年 7 月 東京国税局長
平成 7 年 5 月 証券取引等監視委員会事務局長
平成 8 年 7 月 環境庁（現環境省）長官官房長
平成 10 年 1 月 環境庁（現環境省）企画調整局長
平成 11 年 7 月 環境事務次官
平成 13 年 2 月 住宅金融公庫（現独立行政法人住宅金融支援機構）副総裁
平成 15 年 6 月 社団法人全国労働金庫協会理事長
労働金庫連合会理事長
平成 24 年 1 月 弁護士登録、弁護士法人北浜法律事務所東京事務所入所（現任）

1. 雀部博之氏は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役、鳥巢宣明氏は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役です。
2. 上記 3 氏と当社との間にいずれも特別の利害関係はありません。

独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役又は社外有識者(実績ある会社経営者、弁護士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務又は当社の業務領域に精通している者等)の中から、当社取締役会が選任し、就任する。
3. 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社取締役会より諮問される以下の各号に記載される事項について、当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 大規模買付者が当社取締役会に提出すべき本必要情報の範囲の決定
 - (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否か
 - (3) 大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうか否か
 - (4) 対抗措置の発動の是非
 - (5) 対抗措置の発動の中止の是非
 - (6) 対抗措置発動に係る議案に関する株主意思確認総会の開催の要否
 - (7) 本対応策の規定の修正又は変更
 - (8) その他本対応策において当社取締役会が判断すべき事項について、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役、従業員、その他独立委員会が必要と認める者を出席させ、独立委員会が必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
6. 独立委員会は、当社の費用負担で、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立している第三者(財務アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)から助言を得ることができる。
7. 独立委員会は当社代表取締役及び各独立委員により招集される。

8. 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当て決議（以下「本割当て決議」という。）で定める割当日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する当社株式（但し、当社の保有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株又は本割当て決議において別途定める数とする。

3. 新株予約権の割当て総数

新株予約権の割当て総数は、割当日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の保有する当社株式を除く。）を減じた株式数を上限とし、本割当て決議において取締役会が別途定める数とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、金1円以上で本割当て決議において定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者及び特別関係者を含む。）に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、本割当て決議において当社取締役会が定めるものとする。

7. 新株予約権の行使期間等

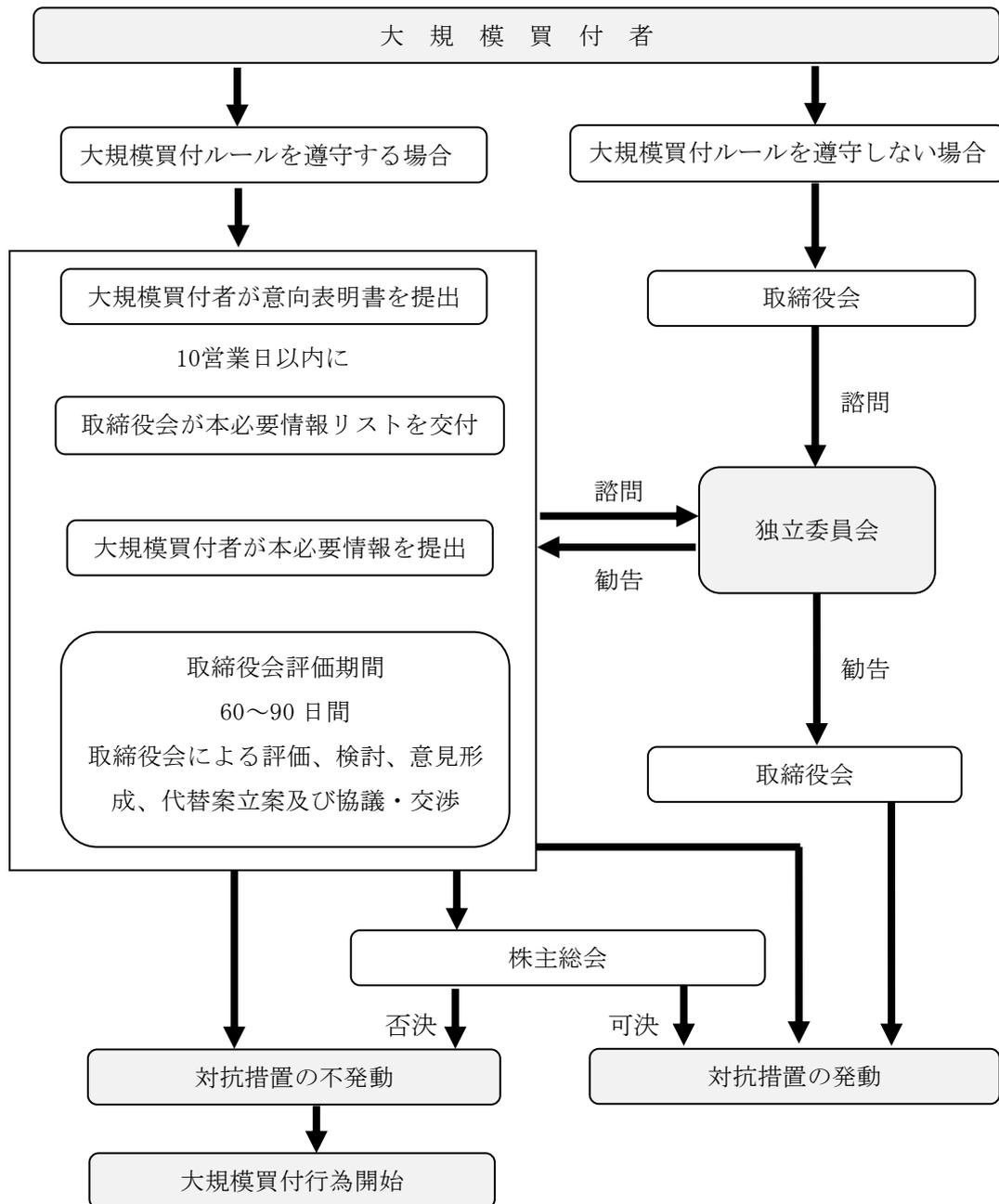
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、本割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとする。

8. 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上

本対応策の概要



※ 上記フローチャートは本対応策の概要を示したものです。詳細については本文をご参照ください。

以上